高知県スポーツ振興県民会議傍聴要領

(趣旨)

1 この要領は、高知県スポーツ<u>振興県民会議</u>の会議(以下「会議」という。)の傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

2 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他高知県スポーツ<u>振興県民会</u> <u>議</u>会長(以下「会長」という。)の必要と認める事項を傍聴人受付簿に記入し、会長 の許可を受けなければならない。

(傍聴することができない者)

- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
 - ① 酒気を帯びていると認められる者
 - ② 凶器その他危険と認められる物品を携帯している者
 - ③ 旗、のぼり、ビラ、掲示板、プラカード等名目及び形状のいかんを問わずこれら のものを携帯している者
 - ④ 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者
 - ⑤ 前各号に掲げるもののほか、会長が会議を傍聴することが不適当と認める者 (入場の制限)
- 4 会長は、傍聴席が満席となったときは、新たな傍聴人の入場を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項等)

- 5 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - ① みだりに傍聴席を離れないこと
 - ② 議事に批判を加え、又は賛否を表明する言動及び行動をしないこと
 - ③ 静粛を守り、私語、拍手、放歌、高笑等をしないこと
 - ④ 飲食又は喫煙をしないこと
 - ⑤ 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行 為をしないこと
- (2) 傍聴人は、写真、映<mark>像</mark>等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会 長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (3) 傍聴人が前2項の規定に違反したときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

6 傍聴人は、5の(3)項の規定により退場を命ぜられたとき、又は会議を非公開とする議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

(会長の指示)

7 1から6に規定するもののほか、傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

(附則)

この要領は、平成12年2月8日から施行する。

(限付担)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。